

建設資材等の価格決定に関する取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、静岡県建設資材等価格決定要領(以下「価格要領」という。)第11に基づき必要な細目について定める。

第2 建設資材等価格

建設資材等価格は、次のとおり区分する。

地区資材価格：生コンクリート類、骨材類、アスファルト合材類など工事価格に占める割合が高く、地域により価格差の大きい資材（以下「地区資材」という）の価格

一般資材価格：地区資材以外の資材価格

市場単価：材料費、労務費及び直接経費（機械経費等）を含む施工単位当たりの市場での取引価格（ただし、建築工事においては、専門工事業者の諸経費を含む）

機械賃料：機械経費の全部又は一部について賃料形態で行われている機械の1日当たりの市場での取引価格

仮設資材賃料：賃料形態で行われている仮設材の1日当たりの市場での取引価格

機械損料：建設機械等の償却費、維持修理費、管理費等のライフサイクルコストを1時間当たり又は1日当たりの金額で示した価格

仮設資材損料：仮設資材の償却費、維持修理費、管理費等のライフサイクルコストを各資材単位当りの金額で示した価格

建設副産物処理単価：建設廃棄物及び建設発生土の処理単価

複合単価：材料費、労務費、直接経費（機械経費等）及び専門工事業者の諸経費を含む施工単位当たりの歩掛りで算定した価格（建築工事）

標準単価：元請業者と下請業者との間の外注施工における取引実態及び自社施工における実行予算に基づき、調査により得られた材料費、歩掛り等によって算定した施工単位当たりの工事費（土木工事）

第3 取扱数量

建設資材等価格は、取引数量により区分する。

大口価格：物価資料で材料毎に大口と規定している取引数量に対応する材料の価格をいう。工事積算においては、設計数量にかかわらずこの金額を使用することを原則とする。ただし、超大口価格に該当する場合は、その価格を適用する。

超大口価格：大口価格に対応する取引数量を越える数量で取引される材料の価格をいう。この価格は使用条件等（形状寸法、品質規格、数量及び納入時期、場所）を明示して特別調査により決定する。

小口価格：物価資料で小口と規定している取引数量に対応する材料の価格で、工事積算には原則として使用しない。ただし、火薬については第7

の4による。

第4 静岡県建設資材等価格表の価格

価格要領第4の取扱いについては、次によるほか別に定める留意事項によるものとする。

- (1) 静岡県建設資材等価格表に掲載する資材等は、使用頻度が高く積算の合理化が図られる資材や施策に関する資材等を対象とする。
- (2) 技術調査課長は、掲載する対象品目を把握すると同時に、価格実態調査に係る仕様及び調査要領を定め、価格要領第9に示す価格実態調査を実施する。
- (3) 静岡県建設資材等価格表に掲載する資材等のうち、別表1にある地区資材は別表2の地域区分による。その他の資材については、県内統一して使用される資材価格とする。
- (4) 物価資料掲載の資材等価格を利用する場合の取扱いは本取扱い第5による。

第5 物価資料の価格

価格要領第5の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 建設資材等価格に関する物価資料は、建設物価調査会発行「Web 建設物価」並びに経済調査会発行「積算資料電子版」とする。
- (2) 土木工事における市場単価に関する物価資料は、建設物価調査会発行「季刊 土木コスト情報」及び経済調査会発行「季刊 土木施工単価」とする。
- (3) 建築工事における市場単価に関する物価資料は、建設物価調査会発行「季刊 建築コスト情報」及び経済調査会発行「季刊 建築施工単価」とする。
- (4) 土木工事における標準単価に関する物価資料は、建設物価調査会発行「季刊 土木コスト情報」及び経済調査会発行「季刊 土木施工単価」とする。
- (5) 物価資料に掲載されている「公表価格」は、メーカーが設定している定価、標準価格又は販売希望価格等であるため採用しない。ただし、割引率が掲載されている場合は、割引いた価格を採用することができる。
- (6) 土木工事標準単価を除く、上記各2誌に掲載された資材等価格は、その平均価格を採用し、有効数字3桁とし4桁目を切捨てる。ただし、1誌しか掲載のない資材等は、その価格を採用する。なお、鋼材、油脂類、電力料金等以外は、円未満切捨てとする。
- (7) 土木工事標準単価については、上記各2誌に掲載されている資材等価格は、その平均価格（少数点第1位四捨五入）を採用し、1誌しか掲載のない資材等は、その価格を採用する。

第6 特別調査

価格要領第7にある概略調達価格は工事単位で算出し、適用についても原則工事単位とする。

- 2 技術調査課長は、特別調査の対象となる資材等を把握するため、別紙（特別調査の依頼様式）の提出を関係各課及び事務所等の長へ依頼する。
- 3 技術調査課長は、関係各課及び事務所等の長からの回答を基に特別調査の対象となる建設資材等を決定し、決定要領第9に示す価格実態調査を実施する。

- 4 急遽工事発注が必要になった場合等により、技術調査課長による特別調査が不可能な場合は、別に定める取扱いにより見積価格を採用することができる。また、必要に応じて発注所管事務所等で特別調査を実施することができる。
- 5 採用する特別調査価格については、入札公告時において原則公表とする。

第7 特別調査による建設資材等

価格要領第7に定める建設資材等のほか、超大口数量や特殊工事で使用する建設資材等について調査の対象とすることができる。

- 2 土木工事で使用されている一般的な材料の中で、取扱数量による価格変動の生じる可能性のある資材を別表3に示す。取扱数量が別表3に示す超大口数量以上の場合は、別途特別調査を実施する。同一工事で同種の資材等を複数規格使用する場合は、それぞれの数量が大口数量を越えるかどうか判断する。
- 3 ダム、堰、トンネル及び共同溝（シールド工法）等に用いる資材は、通常取引数量を大きく超える場合など、使用条件も一般的な工事と異なる場合が多い。このような価格変動が発生する可能性が高い資材は、特別調査を実施する。なお、その対象資材はセメント、混和材料、火薬類、軽油、鉄筋、ボーリング資材、グラウチング資材、濁水処理薬品、共同溝（シールド工法）のセグメント等とする。
- 4 火薬類の単価区分は、別表4に示す超大口、大口、中口、小口の4区分とし、単価は原則として特別調査による価格を使用する。特別調査にあたっては、次の事項を明示すること。
 - (1) 火薬類の種類
 - (2) 火薬類の使用量（期間内全体量）
 - (3) 火薬庫、火工品庫設置の有無
 - (4) 調査時点及び使用時期
 - (5) 使用箇所

第8 特別調査が不可能な資材等

価格要領第8による特別調査が不可能な資材等とは以下のような資材等をいう。

下記による判断が困難な場合には、調査の可否について技術調査課に確認を行うこと。
なお、下記に該当する場合においても、発注所管事務所等の判断により特別調査を実施することは妨げない。

- (1) 市場での流通がない又は少ない資材等（例：新製品・新工法の使用実績の少ない資材・特別注文品・図面に基づく製作品等）
- (2) 特殊な意匠、デザイン、技術開発費・パテント等に係わるもの
- (3) 機械損料及び特殊な機械賃料
- (4) 他との比較が全く困難なもの
- (5) 1基（1式）が数億円もするような高額な機器類
- (6) 原価内訳書に基づいて分析・検証を行わなければ判断できないような機器類
- (7) 大規模ネットワーク機器類
- (8) ソフトウェアに関わる費用が含まれる装置類

- (9) 既設装置などの改良、改造に係わる機器類
- (10) 現場加工費、現場加工品
- (11) 処理、処分費（例：電源装置、吸出し防止材、アスベスト除去発生材、伐木等）
- (12) 精密な計器類等の細かな条件で価格が変わるようなもの

第9 調査機関

価格要領第9にいう公正な調査機関とは、調査経験を有し、建設資材等価格を適切に把握できる建設コンサルタント等とする。

第10 特別調査の時期と有効期限

- (1) 価格要領第7にいう年2回（上期・下期）の時期は、下記による
 - （上期）当年度下半期発注予定の工事を対象とした調査
7月に調査の対象となる建設資材を決定して価格調査を実施し、9月から12月に特別調査の結果を回答
 - （下期）次年度発注予定の工事を対象とした調査
12月に調査の対象となる建設資材を決定して価格調査を実施し、3月頃に特別調査の結果を回答
- (2) 特別調査の有効期限は、上期は特別調査を実施した年度内、下期は特別調査を実施した次年度内とする。ただし、年度を跨ぐ場合において、特別調査による価格決定から概ね半年以内の場合は、当該資材等の価格変動が大きくないことを確認した上で、使用できるものとする。
- (3) 随時行う特別調査の有効期限は、上期・下期に準ずるものとする。
- (4) 有効期限が過ぎた場合は、原則として再度、特別調査を実施するものとする。

第11 事務所等

価格要領第10にいう事務所等とは、本庁以外の静岡県 of 公共工事発注担当機関をいう。

第12 特別措置

価格変動が著しく静岡県建設工事請負契約約款第25条に該当する場合は、価格要領によらずに、特例として改訂することができる。

第13 建設副産物処理単価

工事価格積算等に必要な建設副産物処理単価は、建設資材等価格実態調査によるものとする。調査価格の記載がない施設については、受入れ状況を確認の上見積徴収すること。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 28 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 29 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 30 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、令和 7 年 10 月 1 日から実施する。

別表 1 地区資材

区 分	資 材 名
生コンクリート類	生コンクリート
骨材・土石材類	骨材、碎石、割栗石、栗石、盛土材
積ブロック類	積ブロック
アスファルト合材類	アスファルト混合物

別表 2 地域区分

地区番号	市 町 及 び 地 域 名
2 0 1	下田市、河津町、南伊豆町
2 0 2	松崎町、西伊豆町
2 0 3	東伊豆町、伊東市
2 0 4	熱海市
2 0 5	伊豆市東部(旧修善寺町、旧中伊豆町、旧天城湯ヶ島町)
2 0 6	沼津市南部(旧戸田村)、伊豆市西部(旧土肥町)
2 0 7	沼津市北部(旧沼津市)、裾野市(標高 1500m未満)、三島市、長泉町、清水町
2 0 8	伊豆の国市、函南町
2 0 9	御殿場市(標高 1500m 未満)
2 1 0	小山町(標高 1500m 未満)
2 1 1	裾野市(標高 1500m 以上)、御殿場市(標高 1500m以上)、小山町(標高 1500m以上)
2 1 2	富士市(標高 1500m 未満)、富士宮市(標高 1500m未満)
2 1 3	富士市(標高 1500m 以上)、富士宮市(標高 1500m以上)
2 1 4	富士市(旧富士川町)、静岡市清水区(旧由比町、旧蒲原町)
2 1 5	富士宮市(旧芝川町)
2 1 6	静岡市清水区、静岡市駿河区、静岡市葵区(葵区のうち中部、北部、中西部以外)
2 1 7	静岡市葵区中部(旧梅ヶ島村、旧大河内村、旧玉川村)
2 1 8	静岡市葵区北部(旧井川村)
2 1 9	静岡市葵区中西部(旧大川村)
2 2 0	焼津市、藤枝市
2 2 1	島田市(旧島田市、旧金谷町)
2 2 2	島田市(旧川根町)、川根本町南部(旧中川根町)
2 2 3	川根本町北部(旧本川根町)
2 2 4	牧之原市、吉田町、御前崎市東部(旧御前崎町)
2 2 5	掛川市、御前崎市西部(旧浜岡町)、菊川市
2 2 6	袋井市、磐田市
2 2 7	森町
2 2 8	浜松市天竜区(旧天竜市)
2 2 9	浜松市天竜区(旧春野町)
2 3 0	浜松市天竜区(旧水窪町、旧佐久間町、旧龍山村)
2 3 1	浜松市中央区、浜松市浜名区(旧引佐町、旧三ヶ日町、旧細江町を除く)
2 3 2	浜松市浜名区(旧引佐町、旧三ヶ日町、旧細江町)
2 3 3	湖西市

別表 3 超大口資材（建築工事を除く）

資材種別	大口数量	超大口数量
セメント各種	200t～1,000t	1,000t 以上
土	10,000m ³ 未満	10,000m ³ 以上
塗料（各種）	100 kg～250 kg	250 kg 以上
配線材料（各種）	300m～5,000m	5,000m 以上

※ 同一工事で同種の資材を複数規格使用する場合は、それぞれの数量が大口数量を越えるかどうか判断する。

別表 4 火薬類単価区分

単価区分	1 工事の使用量	火薬庫、火工品庫の設置条件
超大口	20t 以上	現場設置有
大口	5t 以上～20t 未満	現場設置無
中 口	1t 以上～ 5t 未満	－
小 口	1t 未満	－

※ ただし、20t 未満であっても現場設置が有る場合は「超大口」とし、20t 以上であっても現場設置が無い場合は「大口」に区分する。

「静岡県建設資材等価格表」の取扱い上の留意事項

- 1 地区資材価格は、基本的に現場持込み価格で、消費税を含まない価格である。ただし、ダム工事又は特別な工事現場で小運搬等が必要な場合は別途小運搬等の費用を加算する。

2 各資材別の留意事項

(1) レディミクストコンクリート

- 1) 建設工事の実施を予定している地区内に生コンプラントがない場合は、他地区から当該地区への現場持込み価格である。
- 2) 小型車割増料は、原則として加算しないものとする。ただし、予定している工事現場までの道路の幅員が狭小である又は橋梁に荷重制限が設けられている等により小型車（4 t 車）で運搬しなければならない場合には、必要に応じて割増額を加算する。
- 3) 夜間に出荷する場合には供給側と協議が必要になり、割増料金が必要となる場合がある。その場合は、必要に応じて見積り徴収を行い、割増額を加算する。

(2) アスファルト混合物類

夜間に出荷する場合には、必要に応じて割増額を加算する。

(3) 割栗石（JIS A 5006）

割栗石又は、籠用詰石、雑割石は、いずれか安価な価格を使用することとし、現場ではどちらを使用しても設計変更の対象とはしない。

(4) 積ブロック

J I S 規格（JIS A 5371）によるものを対象に調査し、ブロックの1 m²当り価格を設定している。

(5) 盛土材

盛土材の購入条件は、「ほぐした状態の土1 m³」の現場持込み価格である。

山土は、河川又は道路工事の盛土材料として十分な強度と支持力を有し、変形量が少なく水が浸入しても膨潤化しにくい土とし、調査の対象土場は、官公庁工事に納入実績のある土場又はこれと同等の土質を有する土場を対象にして調査したものである。

別紙(特別調査の依頼様式)

〇 〇 第 〇 〇 号

〇〇年〇月〇日

交通基盤部技術調査課長

〇〇事務所長

特別調査（定期・随時）の実施について（依頼）

このことについて、別紙のとおり資材価格等の調査をお願いします。

建設資材等価格特別調査表

整理番号	事務所名	担当課	担当者名	電話番号	工 事（委 託）名	納 入 場 所	設計積算 予定時期 （特別調査 報告期限）	入札予定時期	納入時期	品 名 （一般的な名称で通称を避ける）	規 格 （寸法、形状、材質等を明確に記入する）	使用予定 数 量	単位	メーカー及び 取引業者名	既製品（二次製品）又 は工場製作品の判別	備 考 （用途・重量、概略調達価格 等）

注) 1 工事名別に各規格・寸法毎に1点として記入する。
2 使用数量は当該工事の総使用量の概数を記入する。
3 付属品等がある場合には、どの範囲までの価格が必要なのかよく分かるように備考欄に記載する。
4 参考図書・図面等がある場合は、添付する。
5 参考重量が必要な場合は、備考欄にその旨を記載する。
6 備考欄に概略調達価格(概略資材価格×予定使用数量)を記入する。